

## 草津市災害時 要援護者登録制度



災害時に避難支援を必要とする人の登録を受付しています。登録した情報を地域で共有し、地域の助け合いで避難支援を進めていきます。

※災害時の避難支援を保障するものではありません

**対** ・ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人(いずれも75歳以上)  
・身体障害者(身体障害者手帳1～2級)  
・知的障害者(療育手帳A1～A2)  
・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1～3級)  
・難病患者(特定疾患医療受給者)  
・介護保険における要介護1以上の認定を受けている人

※その他、災害時に避難支援などを希望する人も、登録ができます

**申** 健康福祉政策課の窓口で

**問** 【避難支援制度全般や防災・減災対策について】  
危機管理課(1階)

☎561-2325、FAX561-6852

【登録申請書の受付について】

健康福祉政策課(2階)

☎561-2360、FAX561-2482

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の 受付を開始しました



電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり5万円を支給します。

**対** ①住民税均等割非課税世帯

基準日(令和4年9月30日)に草津市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

予期せず令和4年1月～12月の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ただし、①②いずれも住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

**申** 来年1月31日(火)まで(消印有効)

①支給要件に該当する可能性がある世帯に「確認書」か「申請書」を11月21日に送付しました。必要事項を書いて、返送してください

②窓口か郵送で申請してください。申請書は窓口か市ホームページから取得できます

※窓口相談は、新型コロナウイルス感染症対策のため予約制としますので、担当課に電話で予約してください

**申・問** 人とくらしのサポートセンター(1階)(臨時給付金担当)

☎561-0189、FAX561-0180



## 広がれ！はっぴー・ぼうさい



第21回

**問** 危機管理課(1階)

☎561-2325、FAX561-6852

### 草津の防災力、どんどん高めていきましょう

関西大学 社会安全学部 近藤ゼミ

9月21日、山田小学校(北山田町)の室戸台風殉難慰霊式に伺いました。昭和9(1934)年の同日、台風の襲来によって木造の校舎が崩れ、児童17人、教員1人が命を落としました。被害に遭った皆さまに、心より哀悼の意を捧げたいと思います。

この式典の中で、校長先生は全校児童に、過去と現在の状況の違いについて説明されていました。今と昔の最も大きな違いは、危険に関する「情報」があること。台風に関しては、進路や勢力などの予測情報が、全国で迅速に伝えられるようになっていきます。最近では「土砂災害警戒情報」「線状降水帯」など、新しい技術を生かすことで危機が迫っている場所をあぶりだした先進的な情報も発表されています。

そこで、この観点を踏まえて私たちは、さらに2つのことに留意しておきたいと思います。1つめに、情報はただ「ある」だけでは駄目で、生かさなければならぬということです。情報の意味を理解して、それを使って早めに避難したり防御したりしましょう。情報が「ある」ことに安心して「あと30分くらい大丈夫」

「まだ10分くらい何とかなる」、こんなふうに油断するのは禁物です。もう1つは、敢えて申しますと、情報どおりにならないこともあると思うべきだということです。情報には「空振り」もあるし「見逃し」もあります。だからこそ、常に安全だと思いう行動を選択しておくことが必要です。「情報が間違っていた！」と怒りたくなるときもあるかもしれませんが、肝心の命を落としてしまった後では、もはやどうしようもありません。「以前は大丈夫だった」「草津は災害が少ないはず」。こんなふうに油断することも禁物です。

「全く同じ台風」は二度と来ません。過去の教訓を心に刻みながら、未知なる未来の災害に備えていきましょう。



Happy BOUSA!

ラジオえふえむ草津(FM78.5MHz)  
第1・3火曜日12:00～



## 差別のない明るいまちに 豊かにつながる生き方をめざして

コラム  
COLUMN

**問** 人権センター  
(大路二、キラリエ草津内)  
☎563-1177、FAX563-7070

「社会モデル」という考え方  
車いす利用者が電車を利用する際に苦勞する場合として  
①本人の身体的状態に理由がある場合  
②「駅に階段しかなく、駅員や他の利用者に手伝ってもらわなければ利用が難しい」など、社会の環境が整備されていない状態に理由がある場合  
の2つがあります。前者は「医



旅行や買い物に出かけるとき、車や自転車、公共交通機関など、さまざまな交通手段を利用されると思います。その際「行くのに苦勞した」「時間がかかって疲れた」と感じたことはありませんか? 「道が渋滞していた」「道に迷った」といった、さまざまな原因があったと思いますが、皆さんが車いすを利用する視点に立って、このことについて考えてみましょう。

「社会的障壁」  
「社会モデル」の視点で今の社会を捉えようと、障壁のある人にとって不利益・困難といった「生きづらさ」を生む原因は、障壁のある人の存在を前提に作られていない設備やルール、慣習などの「社会的障壁(バリア)」にあると考えられます。例えば「申込方法が来店のみ」「音声のみの案内」「色覚特性を配慮しない配色」があります。「社会的障壁」を取り除くためには、設備の整備、サービスの提供など、多方面での改善が必要です。

「わたしたちにできること」  
では「生きづらさ」を「生きやすさ」に変えるために、わたしたちにできることは? その手がかりとして、学校でのある一コマを紹介します。

このように、共に暮らす中で関わり合いを深めることは、その人が抱える困難や痛みを想像し、共感し合うことにつながります。そんな豊かなつながりを自分の周りからつくっていくことができます。ば、誰もが「生きやすくなる」社会を実現する一歩となるのではないのでしょうか。

重度の聴覚障害があるAさんは、地域の小学校に入学しました。学校は保護者と連携を取りながらAさんにとって何が必要なのかを模索し、先生たちや子どもたちはAさんの入学をきっかけに手話を学びました。しかし、手話を使って会話ができたというただけがAさんにとって必要なことではありませんでした。手話を知ることの一つのきっかけとしながら、子どもたちは共に生きていく中でAさんの「聞こえにくさ」を理解し、どのような場面でもどのように支援していけばいいのかということに気付き、関係性を高め、コミュニケーションを築いていきました。

### みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

今年は、国連で「世界人権宣言」が採択されて74年。明るく暮らせる社会をつくるために、一人一人が人権について正しく理解し、お互いに人権を尊重する意識を持つことが大切です。

●人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい

④ 12月4日(日) 13:00～16:00(12:00～受付)

所 県立文化産業交流会館(米原市)

内容 ●地域からの発信 甲賀市立宇川会館

●映画の解説 前田和男さん(映画「破戒」監督)

●映画「破戒」上映 14:00～16:00

※聴覚障害者字幕入りの上映です

※今年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模を縮小しての開催となります  
※ロビーで県内人権センター展などのパネル展示やDVD上映を行います

12月10日(土)～16日(金)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」  
拉致問題や、北朝鮮当局による人権侵害問題などについて、関心と認識を高めましょう。

**問** 人権政策課(6階) ☎561-2335、FAX561-2488